

令和 6 年度住宅改修点検の結果について

令和 7 年 3 月 3 日
北上市福祉部長寿介護課

第 9 期北上市介護保険事業計画に基づく介護給付適正化事業として、令和 6 年度住宅改修点検を実施しましたので、点検結果を公表します。

記

1 点検目的

提供される介護サービスの内容が利用者にとって過不足なく適切に提供されているかを点検し、その結果を公表することにより、介護給付の適正化を推進するもの。

2 点検対象

住宅改修 5 件

3 点検対象の選定方法

支給決定済み案件(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月分)のうち、日常生活活動線及び利用状況の訪問確認が必要と判断したもの。

4 訪問点検期間

令和 7 年 1 月 30 日(木)から令和 7 年 2 月 19 日(水)まで

5 点検方法

- (1) 改修箇所の目視確認
- (2) 利用者本人、利用者家族、ケアマネジャーへの聞き取り

6 点検項目の概要

- (1) サービス提供により、日常生活において困っていた事や不安が解消されたか。
- (2) サービス提供内容は、利用者本人の状態に対して適切であるか。
- (3) サービス提供内容の検討手順は適切に行われているか（サービス担当者会議の実施状況、サービス提供事業者からの助言、利用者本人への説明）。

7 点検結果

- (1) サービス提供内容は、いずれも概ね適切であり、利用者本人の日常生活の維持

や改善が認められた。また、利用者本人及び利用者家族の困りごとや不安の解消につながっていた。

- (2) サービス提供内容の検討手順は、いずれも概ね適切であった。特にもサービス提供事業者からの助言は、利用者本人にニーズ等確認を取りながら、状態像を詳細に分析した上で行われているものが多く、評価できる。
- (3) 一部の点検対象者について、改修箇所は改修後に確かに活用されているものの、サービス提供内容の検討が不十分なため改修前に想定した効果が十分に得られていないものがあった。サービス提供内容が不適切であると判断される場合には、利用者へ支給費の返還を求める場合もあるため、注意願いたい。該当の点検対象については以下のとおり。

①改修内容

玄関部分の段差の解消（スロープの設置）

②調査結果

車いすでの移動を想定した段差の解消（スロープの設置）において、スロープの勾配が急なため、スロープを降りる際や雨天時等十分な活用ができていなかった。

③留意事項

階段に代わるスロープの勾配については建築基準法では1/8、バリアフリー法では1/12を超えないことと定められていることを踏まえて、改修内容について事前に十分な検討を行うよう留意いただきたい。